

久喜市議会
令和7年2月定例会議
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第3号	久喜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	1
意見第16号	ひきこもり支援に関する法整備についての意見書	3
意見第17号	自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める 意見書	5
意見第18号	「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書	7
意見第19号	核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けた取り組み を求める意見書	9

議員提出第3号

久喜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月5日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

新 井 兼

斉 藤 広 子

杉 野 修

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

久喜市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

久喜市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年久喜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下「情報公開条例」という」を「第21条において「情報公開条例」という」に改め、同条第10項中「以下」を「別表において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第30条」を削る。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項」を「人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「保有個人情報の特定」を「保有個人情報の特定に資する情報の提供」に改める。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別表第39条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(2) 第54条から第56条までの改正規定 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正及び刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

意見第16号

ひきこもり支援に関する法整備についての意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月5日

提出者 久喜市議会議員
瀬川 泰 祐
新井 兼
賛成者 久喜市議会議員
大橋 きよみ
杉野 修

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

ひきこもり支援に関する法整備についての意見書

内閣府の調査によると、2022年時点でひきこもり状態にある人は、全国で15歳から64歳までの年齢層において約146万人、埼玉県では約9万人にのぼるとされ、ひきこもりの長期化により、80代の親と50代のひきこもりの子が孤立・困窮する「8050問題」や、親が亡くなった後の支援等の課題が大きな社会問題となっている。

ひきこもりの長期化は、身体的機能の低下が懸念され、年齢相応の学習や社会的体験の機会を逃すこと、就労の障害となりやすいことが指摘されており、社会生活の再開が困難となる場合がある。

ひきこもりの背景には、本人や家族の病気、介護、離職、経済的困窮、人間関係の孤立などの要因が複雑に重なり合っていることに加え、本人が希望する社会との関わり方も様々であることから、一人ひとりに寄り添った多種多様な支援の選択肢が求められている。

そのような中、埼玉県では、2022年3月に埼玉県ひきこもり支援に関する条例を制定、さらに昨年4月29日には厚生労働省が、自治体向けに「ひきこもり支援指針」の骨子を公表したが、さらに適切な支援を進めていくために、ひきこもり支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本法の策定など、ひきこもり支援に関する法整備を早期に図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
厚生労働大臣
財務大臣
共生・共助担当大臣

あて

意見第17号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月5日

提出者 久喜市議会議員
瀬川 泰 祐
園 部 茂 雄
賛成者 久喜市議会議員
岡 崎 克 巳
瀬 田 博 文

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化社会が進む中、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっており、2023年の高齢運転者による交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%で、2019年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している。

今後、高齢運転者はますます増えていくと想定されることから、地方公共団体では、運転免許証の自主返納の取組が進められているが、免許返納後の移動手段の確保が大きな課題となっており、国が免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残っている。

よって、国におかれては、自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備に向け、十分な予算措置や自動運転車両の利活用への環境整備等、次の事項について取り組まれるよう強く要望する。

- 1 自動運転移動サービスの導入において、過疎地域を包含する地方公共団体においても容易に導入できるよう、国の相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転技術の開発があらゆるメーカーで進められている中で、自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の開発を促進するとともに、遠隔操作システムの導入を含めた行政における利活用の仕組みの検討など、自動運転車両の実用化に向けた環境整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
内閣官房長官
総務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
デジタル大臣

あて

意見第18号

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2025年3月5日

提出者 久喜市議会議員
猪股和雄
賛成者 久喜市議会議員
杉野修
田村栄子

久喜市議会議長 上條哲弘 様

「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書

「再審」とは、罪を犯していないにもかかわらず、有罪判決を受け、犯罪者として法の制裁を受けている冤罪被害者を救済するために、一定の要件の下で裁判のやり直しを認める制度です。冤罪は冤罪被害者の一個の人間の人生を破壊すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものであり、「再審」は無実の人が救済される最後の砦です。

近年でも2010年の足利事件、2011年の布川事件、2012年の東京電力女性社員殺人事件、2016年の東住吉事件など、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019年には松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪が確定しました。また死刑確定判決を受けて死刑囚として収監されていた袴田巖さんが、2014年に死刑囚監房から解放され、2024年に再審無罪が確定しました。

これらの事件で再審の審理過程では、検察が捜査で集めた証拠を開示しないことが大きな壁となっていました。通常審では、公判前整理手続きを通じて、一定の要件で証拠開示が制度化されています。これに対して再審においては、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の対応に委ねられており、証拠開示のルールがありません。

また、裁判所における再審開始決定に対して、検察による不服申立てが繰り返されることにより、審理が長期化して冤罪被害者の救済が遅延することが指摘されています。こうした検察による不服申立てについても、一定の制限を加える法的措置が必要です。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）は1949年の法施行以来70年間も改正されていません。証拠開示のルール、再審開始決定に対する不服申立ての手続きを含め、再審における審理のあり方、再審請求手続における手続規定の見直しの必要性も指摘されて

います。無実の冤罪被害者を迅速に救済するために、下記のとおり刑事訴訟法の再審規定（再審法）の見直しを行うことを強く求めます。

記

- 1 再審における警察・検察の保持する証拠の全面開示を進めること
- 2 裁判所の再審開始決定に対する検察の不服申立てに対する制限規定を設けること
- 3 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
法務大臣

意見第19号

核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2025年3月5日

提出者 久喜市議会議員
川 辺 美 信
賛成者 久喜市議会議員
渡 辺 昌 代
田 村 栄 子
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書

2024年のノーベル平和賞に、日本原水爆被害者団体協議会（以下被団協）が受賞しました。

ノーベル委員会は受賞理由について、「核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使用されてはならないことを証言によって示してきた」と説明し、その上で、「日本被団協は、数千件に及ぶ証言を収集し、決議や公開アピールを発表し、毎年代表団を国連やさまざまな平和会議に派遣し、核軍縮の緊急性を世界に訴え続けてきました。いつの日か、被爆者は歴史の証人ではなくなるでしょう。しかし、記憶を留めるといふ強い文化と継続的な取り組みにより、日本の若い世代は被爆者の経験とメッセージを継承しています。彼らは世界中の人々を鼓舞し、教育しています。このようにして、人類の平和な未来の前提条件である核兵器のタブーを維持する手助けをしているのです」と評価しました。

授賞式で日本被団協の田中熙巳さんは、「私たちは1956年8月に『原水爆被害者団体協議会』を結成しました。生きながらえた原爆被害者は歴史上未曾有の非人道的な被害を再び繰り返すことのないようにと、二つの基本要求を掲げて運動を展開してまいりました。一つは、日本政府の『戦争の被害は国民が受忍しなければならない』との主張に抗い、原爆被害は戦争を開始し遂行した国によって償われなければならないという私たちの運動。二つ目は、核兵器は極めて非人道的な殺戮兵器であり、人類とは共存させてはならない、速やかに廃絶しなければならない、という運動であります。この運動

は『核のタブー』の形成に大きな役割を果たしたことは間違いないでしょう。しかし今日、依然として1万2,000発の核弾頭が地球上に存在し、4,000発近くの核弾頭が即座に発射可能に配備がされています。その中で、ウクライナ戦争における核超大国のロシアによる核の威嚇、またパレスチナ自治区ガザ地区に対しイスラエルが執拗に攻撃を加える中で核兵器の使用を口にする閣僚が現れるなど、市民の犠牲に加えて『核のタブー』が壊されようとしていることに限らない悔しさと憤りを覚えます。』と述べました。

2018年7月7日、国連会議で、核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択され、「核兵器のない世界」への歴史的な一歩を踏み出しました。そして現在、条約署名国は94か国と地域、批准は73か国と地域（2024年9月24日現在）に達しています。

2017年にノーベル平和賞を受賞した「核兵器廃絶国際キャンペーン」（ICAN）のベアトリス・フィン事務局長は「日本は唯一の戦争被爆国として禁止条約に参加することで、世界の核軍縮のリーダーとなり得ます」と日本政府に対する期待を述べています。

被団協が受賞したノーベル平和賞には、日本政府が米国の核の傘や核抑止力に依存するのでなく、核兵器廃絶に向けた強いイニシアチブを発揮し、核のない世界を目指す姿勢を積極的に発信し、核使用禁止の国際的機運を高め、核兵器禁止条約に参加すべきというメッセージがこめられています。

よって国会及び政府において、下記の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 核廃絶の先頭に立って、核兵器禁止条約を署名、批准すること。
- 2 核兵器保有国に対して被爆国として署名、批准を促すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官